

第1回 第5期熊本市自治推進委員会会議録

日 時：令和3年（2021年）12月21日（火） 午前9時30分～11時30分

会 場：熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

出席者：澤田委員長、小林副委員長、上田委員、河田委員、清藤委員、新道委員
高智穂委員、鳥崎委員、橋本委員、吉本委員

事務局 説明	1 開 会 定刻より前になりますが、只今から第1回第5期熊本市自治推進委員会を始めさせていただきます。本日はご多忙中の中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます、本会議は委員長が議長になるわけでございますが、委員長は委員の互選により選出となっておりますので、それまでの間、私、地域政策課長の梶原が進行を務めさせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。それでは、お手元に配布しております会議次第に従いまして進めてまいりますので宜しくお願い致します。まず会議に先立ちまして、委員の皆様への委嘱を行います。事務局より委員の皆様をご紹介致しますので、自席にて一度ご起立頂きます様、お願い致します。 (以下、委員紹介と続く)
	2 委嘱状交付 3 市長挨拶 ※市長は挨拶後、公務のため退席
事務局	4 委員長・副委員長選出 続きまして、本委員会の委員長及び副委員長の選出です、熊本市自治推進委員会規則第4条第1項の規定により、委員の互選により選出する事となっております。 どなたか、ご推薦などございますか？
高智穂 委 員	前回、自治基本条例の見直しを行った際にも委員長を務めておられ、地方自治を専門とされている、熊本県立大学の澤田委員を推薦したいと思います。
事務局	只今、高智穂委員から澤田委員をというご意見がございましたが、皆様いかがでしょうか？（一同、拍手が続く） (委 員 了 承) 有難うございます。それではご異議無しということで、澤田委員に委員長をお願い致します。澤田委員は委員長席へ移動をお願いします。

	(澤田委員、委員長席へ移動) 引き続き副委員長の選出に移ります。どなたかご推薦などございませんでしょうか？ (澤田委員長より申し出がある)
澤田委員長	第4期自治推進委員会においても小林先生にお願いしたということや、女性の登用促進ということもありますので、小林先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？ (一同、拍手)
事務局	澤田委員長から小林委員に副委員長をとという意見をいただき、皆様にご承認頂きました。では、小林委員は副委員長の席にご移動下さい。 (委員了承、小林委員が副委員長席に移動) それでは委員長に澤田委員、副委員長に小林委員と決定致しましたので、澤田委員長、小林副委員長より、それぞれご挨拶をいただきたいと思います。初めに澤田委員長、宜しくお願い致します。
澤田委員長	皆様こんにちは。只今、委員長にご指名いただきました澤田でございます。前回も委員長を務めさせていただきまして、見直し等をさせていただきました。今回は、また4年を超えない期間で見直しということでございますので、皆様から様々な意見をいただきたいと思います。 自治基本条例に関しては、お読みいただくとすぐお分かりかと思いますが、非常にごく当たり前の事が書いてある条例でございます。そのような条例でございますが、この条例で重要な点は、当たり前の事が書いてあり、それを皆でルールとして守っていこうという点だと思っておりますので、それを是非、皆様と議論していければと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。
事務局	有難うございました、続きまして小林副委員長、宜しくお願い致します。
小林副委員長	はい、皆様おはようございます。改めまして東海大学の小林でございます。今回も宜しくお願い致します。前回も澤田委員長と一緒に副委員長を担わせていただいたのですが、前回の見直しから一番大きかった変化というのは新型コロナウイルスの件であると思っております。大学も勿論そうですけれども、皆様の周辺でも対面で会えないであるとか様々な規制がある中で、何となく殺伐とした生活を強いられていることと思っております。地域の中にあっても、何となくニュースを見ているだけでも暗いニュースが多かったりであるとか、高齢者の方が一人ぼっ

	ちになってしまったりであるとか、やはり地域の中の助け合いや触れ合いといった、そのようなものがどんどんコロナによって分断される事を目の当たりにして寂しさを感じているところです。私たちも SDGs にもあるとおり、「誰一人取り残さない」ということで、温かみがある地域づくりの為に微力ながらお手伝い出来たらと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。
事務局	有難うございました。それでは規則第5条第1項の規定により、「委員長が会議の議長となる」となっておりますので、これからの進行は澤田委員長にお願い致します。
澤 田 委員長	それでは、審議に入る前に会議の成立について事務局より説明をお願い致します。
事務局	それではご報告させていただきます。本日は委員10名の内、10名の委員の皆様、全員にご出席をいただいております。従いまして規則第5条第2項の規定により、会議が成立している事をご報告致します。
澤 田 委員長	有難うございます。本日の会議は成立しているということでございますので、これから会議に入りたいと思います。まずは、今回が最初の会議ということでございますので、委員の皆様から自治基本条例の話、あるいはまちづくり活動に関して今取り組んでおられる事、ご自身が感じておられる事などを簡単にお伺い出来ればと思います。その後、自治基本条例の説明と各議事に入らせていただきます。
清 藤 委 員	清藤と申します。宜しくお願い致します。●●に住んで仕事をしています、私は内科の医師で午前中は外来診療、午後は在宅医療で仕事をしています。待合室を地域に開放する活動をしています。2012年からケアマネ等の医療従事職種の方々とともに在宅支援研究会等を通じて顔が見える関係を目指して活動しています。自分らしく生きるということや、安心出来る地域というものを目指しており、クリニックでは待合室カフェを実施しています。繋がりが無い方の為に事業の垣根を越えて活動しています。
河 田 委 員	西区で民生委員をしている河田です。私達の活動は、日常的に高齢世帯、独居老人等の為に行政との繋ぎ役として相談を受けています。活動のなかで感じる事は、個人情報の取扱いというものはとても難しいということです。また、熊本地震の際に実感しましたが、避難所や体育館で空調施設が設置されていないということです。今後はますます高齢化が進むので空調施設を設置してほしいと思います。 子どもへの虐待やネグレクトといった問題は、地域によって問題のない地域

	もありますが、マスコミの報道で話題となっている部分もあり、民生委員の皆様は徹底してお世話が届く様に専念しています。 宜しくお願い致します。
上 田 委 員	隈庄校区で自治会、自治協議会会長をしている上田です。合併前は城南町で町議会議員をしていました。11年間議員をし、合併して今は青少年協議会会長等をしてながら公民館長をしています。母の介護をしながら、昼間は学級支援委員をしています。「城南町ワンダホー」と言うまちづくりの会をまちセンの方々と共に運営しています。先日は藍染体験をしました。保護司や人権擁護委員等もしており、常に忙しい状況です。宜しくお願い致します。
吉 本 委 員	公募委員の吉本です。私は●●校区に住んでおりますが、交通の便は良いです。この校区も例外じゃなくコロナの影響を受けています。今後は、人と人との繋がりが弱まる中で、アフターコロナを見据えたまちづくりを行う必要があると思います。宜しくお願い致します。
橋 本 委 員	熊本市の中では嘉島町に隣接しており、一番南の秋津レークタウンで自治会長をしています。熊本地震が発生したときは前任が自治会長をしておりましたが、皆が行政に頼りっぱなしで「黙っていても行政が（物資等を）持ってきてくれる」という思いがあったとの反省があります。その後自治会長になって4年半が経ちましたが、最も感じるのは自治会活動において一般住民は行政に頼りっぱなしであり、「自分たちは税金を払い、自治会費も払っている」というように、自分たちはお客さんであり、あとは自治会や行政にお任せというような気持ちの方が多く感じます。今度の自治基本条例の見直しは非常に素晴らしいが、どこまで市民の意識改革が出来るかということが課題であるように思います。 秋津自治会の宣伝をさせていただきます。地域は高齢化で平均年齢が67～68歳です。高齢者の方が病気で亡くなることもあり、独り暮らしの方も多くなっています。家は豪邸でも中に住んでいる人はお年寄りが一人、そのような世帯が少なくありません。家の中で倒れても物音ひとつしないということも考えられ、このまま高齢化が進むと孤独死の心配があります。また、長年住んでいても近所付き合いは都会型の近所付き合いで軽く挨拶するだけというような状況です。 これではいけないと思い、万が一の為に近所付き合いの在り方を検討してきました。ここ2年間は皆が集まるイベントが出来なかったため、デジタル機器を導入しZOOMで会議をしています。堅苦しくなく、中身は柔らかくミーティングをしています。また、スマホを扱うワークショップを開始する等、できることをやっています。今年の5月には秋津レークタウンのLINE公式アカウントを開設し110人が加入しました。420のうち110と、4/1が加入しています。LINEで直接繋がるのができてよかったと思います。大雨や川の増水、市の避

	難情報、高齢者への避難警報等、住民の皆様はこういった事に関心があります。コロナが終息しても LINE の公式アカウントがあることで、平均年齢 70 歳近い地域でもスマホがあれば町内で地域コミュニティの維持が出来ます。 高齢者が増加したことで、いざというときに不安だという方が増えたため、町内で安心サポート活動を実施しています。現在、市では災害弱者に対して名簿登録してもらい、地元自治会から支援してもらおうという取組を行っています。災害時には情報提供された方の自宅に行ってみ守り活動をしています。この活動により、町内で 30 名強のご登録をいただきました。年齢は関係なく、災害時に困るという場合には遠慮なく相談してほしいと伝えることをこれからも続けていきたいと思います。 また、今はなかなか楽しい自治会活動が出来ないため、これから工夫していきたいと思います。今回、自治推進委員に選ばれたことで、自治会活動全般で抱えている様々な課題を自分が伝えられるかもしれないと思い、委員就任を有難く引き受けさせていただきました。宜しくお願い致します。
鳥 崎 委 員	鳥崎と申します、私は大江校区社会福祉協議会会長ということで参加しております。 校区社協は、熊本市の中に主に小学校校区を中心に 95 あります。95 の協議会が連絡会を構成しているのが熊本市校区社協連絡協議会であり、そちらでは事務局長をしています。校区社協はなかなか地域によっては活動が見えませんが、本当に校区によって様々な活動があります。私が会長をしている大江校区は人口が 11,000 人で高齢化率は 21% くらいかと思います。特に特徴だと思うのは、先ほど橋本委員も仰っていましたが、ずっと安心事業をやっています。校区全体を対象として、アパートに入居する際の保証人となったり、県営住宅、市営住宅の入居に際しては連絡先の提出を求められるため、連絡先となったりしています。また、生活支援、見守り、困りごと相談、ボランティア派遣や死亡事務支援、施設や病院に入るときの支援、葬儀や残された家財道具の整理、アパートの明け渡しや契約を結ぶこと等、多岐にわたって取り組んでいます。身寄りのない方、支援する人が傍にいない方、生活保護、低所得の方等が対象で、いま申し上げたような事を中心に様々な事をやっています。また、災害対応の際の LINE グループも結成しています。宜しくお願い致します。
高智穂 委 員	こんにちは、高智穂です。私は公募での選任であり、前回の第 4 期自治推進委員会のメンバーでもありました。NPO 法人ソナエトコにおいて、防災に関する活動をしています。楽しみながら災害を考える活動をしており、前回も防災の面で委員として参加しました。この第 5 期の委員会では、社会情勢の変化でこれからどうなるのか？例えば、地域の中でも新型コロナなど様々な対応はどうあるべきか？等を踏まえて検討していきたいと思います。また、熊本シティエフエムにおいて、私は「校区のチカラ」という番組を担当しています。その

	中では、各小学校区や地域での熱心な活動を紹介しています。自治基本条例や自治会がどのようなものかについて等、深く突っ込んで番組で紹介したいです。この委員会での思いも含めて伝えられる様に参加したいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。
新 道 委 員	新道です。宜しくお願い致します。私は北区●●校区に住んでいます。2012年の九州北部豪雨で大きな被害を受け、我が家も大規模半壊で家はなくなりました。まちづくりをどうするかについて取り組んだこととして、20年前に龍田プレイパーク、子どもたちの冒険遊び場作りをしていました。子どもたちの遊び場を切り口に「まちづくりをどうするか」「世代をどう繋ぐか」をテーマに取り組んでいました。毎年音楽会を全て手作りで開催していました。また、去年はコロナの影響により、龍田自治協のHPをアップグレードしたうえでオンライン配信により開催しました。今後はどのくらいの方に見てもらえるかということが課題です。今年は観客も入れてオンラインで実施し、新たなまちづくりを進めています。自治基本条例については、「当たり前のこと書いてある」と澤田先生は仰いましたたが、当たりの事をどうするか。当たりの事が出来ていないから条例になっているということをこの2年間、コロナ禍での行政によるサポートで実感しました。龍田のまちセンがしっかりサポートしてくれました。これらの連携にフォーカス出来る様に宜しくお願いします。
小 林 副委員長	東海大学観光ビジネス学科が出来たのは2013年、もう9年になります。観光でどうやってまちづくりを手助けできるかは大きな課題です。どれくらい自分たちの大学が地域に還元出来るのかはこれからの使命と思っています。 熊本市の横田局長が2013年に私共の所にお越しになりました。西区芳野と言う地域が過疎化高齢化で困っている、先生のお知恵を！とお話をいただいたのがきっかけで、学生たちと9年間通い続けまして、2015年から7年間「オレンジカクテルナイト」を開催しました。ミカン農家が周囲に多く、学生目線で交流するのがきっかけであり、7回目で終止符を打ちました。地域の中の人と大学のよそ者、どういうバランス配置でいけばいいのかという点に苦慮しました。キックオフ段階では行政の力は必要です。どういう形でサポート出来るのか、どのタイミングで独り立ちしてもらい手を離す事が出来るのだろうか、そういったことを考えてここまで来ました。畑違いですが、よそ者の視点で地域づくりにどう関わっていけばいいのかを考えていければと思っています。宜しくお願い致します。
澤 田 委員長	有難うございます。皆様の日頃のご活動についてお話いただきました、大変参考になる話が多かったです。今までのお話の中では、防災や繋がりの部分それと新型コロナのお話がありましたけれども、市長のお話にもありました通り、新型コロナ等の新しい社会課題をどうとらえていくか。皆様からご意見を聞きたい

	と思います。個人情報の話もありました。これは別件ですが、防災基本条例（仮称）の制定を熊本市が進めています。そちらの検討会にも関わっておりまして、防災基本条例（仮称）においても個人情報の取り扱いや個人情報の在り方をどうするか検討しています。防災基本条例（仮称）に個人情報に関する規定を書き込む事によって、災害時避難の際の支援に活用しようといった案も出ています。 熊本市の条例のなかでも自治基本条例は一番の基本となるものと考えています。これに合わせて各条例を考えていきたいと思います。宜しくお願い致します。 それでは、市長からの諮問を頂きます。宜しくお願い致します。 （事務局より横田文化市民局長が諮問書を読み上げ、澤田委員長に手渡す）
澤 田 委員長	条例の見直しについて只今諮問いただきました。これから皆さんと議論させて頂きたいと思います、どうぞ宜しくお願い致します。 それでは議事に入りますが、まずは私たち全員が自治基本条例について理解を深め、共通認識を持っておく必要があるかと思います。また、見直しについて諮問されましたが、これまでどの様な形で見直しがなされてきたのか等についても参考になると思いますので、その点につきまして事務局から説明をお願いして宜しいでしょうか？
事務局	事務局でございます、それでは報告事項の（１）から（４）まで説明をさせていただきます。まずは熊本市自治基本条例について、２回目以降の会議の議論を深める為にも最初にこの条例の構成や主な条文等についてご説明致します。 ※報告事項（１）「熊本市自治基本条例について」 ※報告事項（２）「これまでの熊本市自治基本条例見直し内容について」 ※報告事項（３）「熊本市自治基本条例に関する庁内照会について」 ※報告事項（４）「熊本市自治基本条例市民アンケート結果について」
澤 田 委員長	有難うございました。只今、自治基本条例に関するアウトラインと前回までの見直し結果、今回見直しを行う際の叩き台としての社会環境の変化と市民アンケート結果についてご説明いただきました。何か質問や確認事項はございますか？ それでは最後に少しまた時間を取ってご意見をいただく場を作りたいと存じます。それでは審議事項と言う事で、今後の進め方とスケジュールについて説明をお願いして宜しいでしょうか？
事務局	事務局でございます。審議事項である今後の進め方とスケジュールにつきましてご提案をさせていただきます。 まず、本委員会の審議事項についてですが、先ほど市長からの諮問にもありま

	した通り、自治基本条例第42条に規定する条例の見直しについて審議していただきたいと考えております。委員の皆様には社会情勢等の変化などを踏まえた自治基本条例の見直しについて検討をいただき、条例の改正が必要な場合には改正条文の検討まで行っていただければと考えております。次にスケジュールについてですが、今年度中に今回を含めて2回、来年度に入りまして2回、合計4回程度開催し、最終的には令和4年7月頃に答申をいただくスケジュールを考えております。なお、審議の進捗等により開催時期が前後する事や開催回数が増減する可能性もございますのでご了承いただければと存じます。以上で事務局からの提案を終了致します。
澤田委員長	有難うございます。今回の審議事項について確認ですが、先ほど話がありました社会情勢の変化を踏まえたところで、この自治基本条例の改正に盛り込む必要があるかどうか？といった事について皆様に審議をしていただきたいと思います。 改正する必要があるとすればどのような項目を盛り込むのか？改正する必要があるとしても逐条解説、あるいは熊本市の今後の方針という事でこのようなことに留意してほしい。そういうものもあるかもしれませんので、その辺りを皆様にご意見いただきたいと思います。 スケジュールとしましては、年が明けてから1回と来年度に2回開催したうえで、7月頃に答申を予定しております。 また、今回皆様にご意見をいただきまして、それを踏まえたところで案を提示していただき、それについてまた審議していくという形になるかと思います。 只今の事務局の提案につきまして、何かご意見やご質問等ございますでしょうか？
橋本委員	一点質問よろしいでしょうか？
澤田委員長	お願いします。
橋本委員	他の政令指定都市あたりもこういった自治基本条例に類したものは作っているのであろうと思いますが、そこを全部横並びにした時に抑えている分野はどのようなものがあるか？あるいはその比重はどういった比重で書いているか？といった比較検討みたいなものはないのでしょうか？
事務局	事務局でございます、他の政令指定都市全てではございませんが、一部、本市と同じ様な条例を制定している都市はございます。条例の見直しの参考にするために、次回そのような資料を提供させていただければと考えております。有難うございます。

橋 本 委 員	お願いします。他の先行している政令指定都市あたりは物事のとらえ方なり踏み込み方がより進んでいる様に思えます。そのあたりに何か熊本市に足りないものがひょっとしたらあるかもしれないし、その逆なのかもしれませんが、そのようなものを参考情報として知りたいです。また、自治基本条例には、非常に内容がきめ細かに文章が沢山並んでおりますが、我々一般市民がパッと見て情報を全部理解しようとしても難しいと感じるため、もう少しダイジェストがあればいいなと思っています。中身をもう少し説明した様なものがあれば有難いです。以上です。
澤 田 委員長	有難うございます。
河 田 委 員	私からも一点あります。第３章「市政の原則及び制度」にある第２４条の危機管理の項目に削除とありますが、この部分の意味がわかりません。
澤 田 委員長	事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局でございます。前回の改正の際に、熊本地震の影響を受け、第７章として危機管理の章を設けました。それまでは、第２４条に危機管理に関する項目があったことから、それを第７章に移管して結果的にこの第２４条が削除になったという表記をしております。このため、第２４条からボリュームが大きいものができた、第７章に移ったと言うご理解でお願いしたいと思います。
河 田 委 員	はい、わかりました。
澤 田 委員長	はい、有難うございます。他にお尋ねご確認しておきたい事項はございますか？ 新道委員お願い致します。
新 道 委 員	報告３の所で庁内の意見という事でポイントが３つありますけれども、そういった事柄や裏にある情勢の変化、これらについてどう改正するか？という事を議論していくということによろしいでしょうか？
澤 田 委員長	はい、基本的に報告３及び報告３の裏側にある社会情勢の変化という事については、熊本市からこのような改正が必要じゃないでしょうか？という投げかけですので、こちらも考えていく必要があるかと思います。また、加えて熊本市は気付いていないけれども、このようなことも必要ではないか？ということも当然あるかと思います。そのような点について、委員の皆様からご意見を出していただき、必要に応じて条文に盛り込んでいくということについて議論させて

	いただきます。
新 道 委 員	はい、そう理解致します。それでは、その意見については、今このタイミングで申し上げてもよろしいでしょうか？
澤 田 委員長	どうぞ
新 道 委 員	2点あります。先ほど澤田先生が仰いました様に、防災基本条例（仮称）の中でも個人情報に関するものがありました。防災における危機管理のなかでは、連携を取るにあたって個人情報の取り扱い是非常にデリケートなものであると思います。しかしながら、個人情報の利活用は必要性が高い部分でもあるということで、実際に私たちの校区でも避難所の運営委員会という形で遅ればせながら準備を進めています。その中で、ある団体では全く個人の名前が出せないということがあり、世代間でも意見が分かれているということもありました。 そういった点については、命に関わってくることで、しっかり個人情報に関する連携の議論を深める必要があると思っております。 もう1点、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、いわゆる「コミュニティー」については課題であると思います。現在、全国でも1500万世帯近くが一人暮らしということで、年々一人暮らしが多くなってきています。これは、社会情勢ということで仕方がない部分もあるかと思いますが、一人暮らしであっても孤立化しない、孤立世帯がないということが重要であると思います。核家族や、親子三人で暮らしている場合でも孤立しているという世帯もあります。同じ地域の中で孤立化させないということを、具体的に条例の中で優しい言葉で伝えられたらということを感じています。以上です。
澤 田 委員長	はい、有難うございます。只今、新道委員からいただいた意見の様に、このような支援が必要なのではないのか？ということについて、どんどんご発言又は書面での提出等していただければと思います。それに基づいて、次回さらに提案させていただきたいと思います。このようなご意見をどんどんいただければと思います。他にございますか？
鳥 崎 委 員	自治基本条例については、以前から一応見てはいましたが、私の様に校区の中で細かい支援をしている様な人を探し出して、具体的に一人一人の支援をするということをやっていく中で、一番問題となるのは財源についてです。どうやって支援を続けていこうか？というときに、なかなか市の助成金や支援というものがあてはまりません。助成があてはまったとしても単年度であったり、使う費用の費目が限定されていたり、自己負担分があったりということで、実情として私の校区での様々な具体的な支援活動にはほとんど市の資金的援助というものは望めない状況です。このような問題は自治基本条例の中に入れるものなのか

	どうか？という点は、私にはわからないのですが、少なくとも市民に参画というものを求めるのであれば、こうすれば参画できるという環境をもう少し整えるべきではないかと思います。以上です。
澤 田 委員長	他にございませんか？ はい、河田委員お願いします。
河 田 委 員	今、個人情報の件でご意見いただいたのですが、私たち民生委員は、自分の町内の65歳以上の高齢者名簿、災害時要援護者名簿について役所の方からいただいています。また、校区において防災に関わることとして、自治協が主催する校区防災に関しては、連携を取りながらも個々の情報をやたらと提供する訳にはいきませんので、民生委員の立場からは責任を持って連携を取りながら校区防災にあたっているのが今の状況です。これは熊本市の民生委員の方々は、全て市から提供をいただいておりますので、各校区においての防災に関しては、個人的なことや固有名詞に関しては提出できませんが、私たちの方から自治協と社会福祉協議会と一緒に連携を取っています。そこで、先程から意見がありました様に、名簿への登録というのは、災害時要援護者は熊本市から対応者に郵送で申請の書類を送付する方式となっています。そして、対象の方たちが申請されて災害時要援護者名簿が作成され、それに基づいて社協や自治会、我々民生委員に提供いただいているという風になっております。以上です。
澤 田 委員長	他にございませんか？では、吉本委員お願いします。
吉 本 委 員	第三回目の委員会で見直しに関する考え方について整理し、答申案を検討すると書かれてありますが、これらは一緒に検討するということではよろしいのでしょうか？答申に関する考え方を整理しながら答申案を検討するということではよろしいのでしょうか？
澤 田 委員長	この議事の第三回の委員会についてですね？考え方の整理と答申案の検討を同時に出来るのかということに関して、事務局の説明をお願いします。
事務局	今後のスケジュールについてですが、出されたご意見や内容によって、またスケジュールがずれていく可能性がございます。今はシンプルな形でご提示させていただいておりますので、これがテーマによってはもう少し深掘りする必要があるだろうという、そのような部分の審議の進み具合によっては延ばしたり縮めたりといったことも適切ではないかと考えております。
吉 本 委 員	わかりました、有難うございます。

澤 田 委員長	はい、有難うございました。今、吉本委員が仰いました通り、見直しに関する考え方で整理がいくつか出てきて時間がかかるのであれば、3回目で整理をして4回目で答申案を検討し、最終的な答申は委員長、副委員長が答申すればいいと、そういった考えもありますので、そのあたりは臨機応変にしていけるとよいと思います。他にございますか？ 少し参考までにお話させていただきます。先ほど災害時の要援護者の個人情報のお話がございましたが、今もう一つ進められている防災基本条例（仮称）の制定においては、熊本市が一步踏み込んで災害時の要援護者についてリストに登録して宜しいですか？という通知が対象者に熊本市から送られた際に、それに対して明らかに「登録しないでください」という返事が返ってくるまでは同意があったものとみなすような条文を熊本市で検討されています。明示的に嫌だと言わない限り同意があったものとみなすような形で、可能な限り災害時要援護者に対する支援を迅速に出来る様にと検討されています。この条例が制定されると、個人情報の取り扱いについては、災害時要援護者の支援に限って言うならば、一步前進、半歩前進くらいするかもしれません。その点については、またその都度委員会に情報を提供させていただければと思います。 他にございますか？
清 藤 委 員	有難うございます。私はこの会議に参加しなければ、この自治基本条例の事は知らなかったかと思いますので、感想を含めて述べさせていただきます。 この条例を読んでいると、何か大きな事について参加や参画をしなければならぬという風に思えて、もしかすると人によっては大きな事をしなきゃいけないというように感じてしまう人もいないかと思いました。町の為にであったり地域の為にであったり、何かしら取り組みたいと思っている方はいらっしゃると思うのですが、何をしたらよいのか分からないという方もおそらくたくさんいらっしゃるかと思います。少しご近所付き合いをしたり、少し近所のおばあちゃんと一緒にいたりするだけでもまちづくりであると思いますし、小さな事でもよいということであるとか、それぞれ出来る事はこんな事があるということとか、大きな事は出来ないけれども小さな事は出来ないかと思っている人たちに伝える手段があればよいと思いました。参画するという事がオンラインでも出来ると、高齢の方は移動が難しかったりもしますので、何か参画する場合には参画しやすい様な仕組みづくり等も必要であると思っています。 全く違う事を言っているかもしれませんが、「個性豊かで活力に満ちた社会の実現」というものは、ご高齢であったり、病気の方等には「活力に満ちた」と言われることが辛く感じる方がいたりするかもしれないなど、感想的な事かもしれないけれども思いました。以上です。
澤 田 委員長	はい、有難うございます。上田委員、宜しいですか？

上 田 委 員	災害時の要援護者名簿についてですが、これは先ほど言われた様にこの名簿に載せて下さいと、申し出た方の名前だけしか載っていないと聞いています。消防団の方たち等、この名簿を自治会長に渡したりしていますが、「この他にも援護が必要な方はいらっしゃるし、高齢で一人暮らしの方や身体の不自由な方もいらっしゃるけれども、この名簿には入っていない。本人が『助けて下さい!』と声を出さないと名簿には載らないというのでは足りない。」という話が必ず出ます。やはり先ほど澤田教授が言われた様に、名簿に載せたくないという方以外は名簿に載るということになれば非常にいい事だと思います。 私が住んでいる校区にも耳が不自由な方がいらっしゃったり、目が不自由な方がいらっしゃったりしますが、「隣の家が燃えていてもサイレンが聞こえず、朝になって起きてみたら隣の家が丸焦げになってびっくりした」というような話を聞いたりします。その方々への支援はとても難しく、チャイムが鳴ったら赤いランプが回って誰かが訪ねて来たということが分かる様にしていってほしいと思いますが、寝ていらっしゃったら分かりません。そのような方への援助の仕方はとても難しいと思っています。そのような身体的障害のある方たちについて、この条文の中にどれだけ盛り込んであるのかということ、まだ完全に読み尽くしていないので分かりませんが、そういった観点をしっかり持って見直していきたいと思いました。
河 田 委 員	すみません宜しいですか？
澤 田 委員長	どうぞ。
河 田 委 員	災害時要援護者名簿については、民生委員として聞いているのは、今、言われました様に市から対応者に郵送で申請書類が送られてくるらしいということです。高齢者やお年寄りの方について、私たち民生委員の立場から考えると、活字が苦手で、書類が届いても見られない方が大半であると思います。そのような中でも申請されたお年寄りが災害時要援護者名簿に登録されることとなりますが、我々民生委員は毎月何回か高齢者の自宅訪問を行います。そのときに申請されていない方をピックアップして、自分たちなりの援護者として名簿を民生委員が作成しております。それを持って災害時に何かあったときには、自治協を中心とした校区防災とともに、民生委員がそういった支援が必要な方たちについて連携してご協力いただくという方向性を取っています。
澤 田 委員長	はい、有難うございました。大変ですね。皆様からのお話を聞いていると地域の実情がよくわかって非常に参考になるかと思います。他にございますか？

橋 本 委 員	今のお話をずっと聞いていて感じたのは、個人情報というものは、概念が皆それぞれ、一人一人バラバラであって、この何年間か分かりませんが、個人情報と言われだしてから、かなり今は一人歩きしているなと思います。何よりも重要視しなくちゃいけない事であると構えてしまっているこの社会の在り方について、これをこのままにしておくというのは少し行き過ぎではないのかという気が少ししております。それと相反するかもしれませんが、人権尊重というものが、どうも個人情報とワンセットになっておらず、それぞれがバラバラになっている様な点に、いま仰いました様な現実的な差が出ているのかもしれないという風に少し思います。もう少しそのような点について違う言い方が必要なのかもしれません、この自治基本条例に立ち返ってみると、やはり自治基本条例の中に地域社会の在り方というものに対して個人個人がどう関わるのかという、その点をしっかり打ち出すべきではないかと思います。今回の見直しについては、地域社会ということが口ではよく言われますが、一人一人が自分の暮らしの中で、自分自身が地域社会にどう関わるか？という気持ちが全く繋がっていない様な気がします。災害弱者ということで市に名簿登録されるということですが、私が町内全体に対して「災害のときに支援が必要だと思う方は誰でもいいから全部言ってほしい」と言ったところ、名簿に登録している倍くらいの申し出がありました。それが先ほど言いました30数名の申し出でございまして、やはり市の行政の取組というものは有難いとは思いますが、それでは救いきれていない一人一人のニーズみたいなものが確かにあるというように思いました。それは市の行政が甘いというより、寧ろ逆に各地域で自分たちの地域コミュニティ社会をどう作っていくかということに対して、そこに住んでいる方たち一人一人があまり考えていないということだと思います。皆さん「お客さん」という感じで思っているのか、自分も地域社会を作る一人であるということの認識がないように思います。そのような点が、どうも今も住民自治ということが具体的に地域の中に浸透していない原因ではないかと思っております。
澤 田 委員長	はい、有難うございます。今の橋本委員のご意見は確かに仰る通りで、行政から通知が届いて、それに対して返信するというのは、行政と個人の一对一の関係であり、返信がなければ知らないというようなことになってしまいます。行政は今、それを「返信がなければ知らない」ということにならない様にしようと頑張っているわけですが、本当はもっと言うならば地域の力でお互いを見守る、「〇〇さんは災害時にはこのようなことが必要です」といったことを地域の中で共有するというのが第一であり、それを我々自身が行政に任せっぱなしにしている部分があると思います。そのようなことも、見直しのタイミングで条例の改正とはまた別に、熊本市のこれからの自治ということで打ち出していくことも我々の考え方として有りかもしれませんので、その辺りも是非皆さんからご意見をいただければと思います。 他にございますか？高智穂委員、いかがですか？

高智穂 委 員	皆さんが仰っているのを聞いていて、やはり「伝わりづらい」ということが一番の解決すべきことであるように思います。自分の事にしろ、それぞれ「助けて下さい」となかなか言えない空気も同じで、条例であれば「違反したらどうするの？」みたいなこともあるかと思います。今、条例の意味を調べていたのですが、違反するということがあるのかと、凄く縛られる様なイメージがあります。しかし、澤田委員長が「当たり前の事」と仰いました様に、日々暮らしていく中で、このようなことがあるから、地域の中で活動されている方の活動や、皆様の一人一人が暮らしやすく過ごす事が出来るのだという視点で伝わっていくとよいのではないかと様々なお話を聞きながら感じていました。そもそも、自治会活動によってどれだけ生活が助けられているか？であるとか、自治会にはどんな役員がいて、どんな役割の方が一人一人活動をされていて、それは自分の生活にどのように影響しているのか？ということが伝わっていないのではないかとということが一番の問題であるように思います。その点を評価して伝えていくということが、この条例の浸透であったり、先ほど橋本委員が仰いました様に、一人一人が自分はこのまちで暮らしていく、自分がこのまちの為にこんな事をしている、したい、していくということに繋がったりしていくのではないかと考えていますので、改めてきちんと紹介していきたいと思いました。
澤 田 委員長	はい、有難うございます。その他にございますか？ 小林先生、何かございますか？
小 林 副委員長	今だと個人情報の取り扱いであったり、防災についてどうするかであったり等の問題が起こっています。熊本地震をはじめ様々な災害があつて、私たちが身近に感じる事が多くなったということだと思ふのですが、やはり現場で見ているという風にされた方がよいであるとか、こういう風に変えていった方がよいと思うことというのは多々あると思いますので、この機会にそれをしっかり整備するということはとても大事だと思いました。また、庁内意見の中で私が少し引っかかっているのは、コミュニティの中に今は本当に様々な方が入って来ているというのも少し変なのですが、外国人や結婚して転入してこられる方もいますし、私の大学の中にも結構沢山の留学生がいたりして、結局その自治会やその地域の住民ではあつても、自治会で何をやっているかについては全く疎い状況にあるかと思います。積極的に参加できる様な術を考える事はもちろん重要であると思いますが、存在すらがその自治会のある地域の方々に認識されないままに、例えばそのような時に災害が起きたらどうするの？であるとか、例えば何か地域の方たちが一緒に活動しなければいけない時に、外国の方々をどうやったら巻き込めるのか？みたいな点は、同じ地域にいても壁は高いという気がしています。これから検討が必要なことだと思ふのですが、今、自分たちの住

	んでいる地域の本当に多様な方々が、それは健常者だけではなく例えば身障者やお年寄りも含めて、そのような弱者の方たちだけでなく、例えば外国の方たちであるとか、それから結婚して転入してこられた方であるとか、私を含め他地域から転入してきたような方々が、どうやって熊本の中に入り込んで熊本の人になれるのか？ということを9年間ずっと考えていました。そのような点を含めて、何かコミュニティというものをどう形成するのか？というところがあるといいのかなと思って聞いておりました。
澤 田 委員長	はい、有難うございます。これは次回の委員会において、この見直しを含めた項目検討という形になるかと思いますが、この点につきまして、何か事務局の方からございますか？
事務局	はい、事務局でございます、本日の委員会を受けまして、委員の皆様方が検討してはどうかと思われる事項等がいくつか出てきたかと思しますので、お手元にある様式に記入のうえ、後日事務局に郵送にてご提出いただければと思います。また、この様式は会議終了後にメールでも送付させていただきますので、電子メールでの提出でも構いませんのでご提出いただければと思います。 いただいたご提案につきましては、次回の委員会で報告させていただくと共に、委員長・副委員長と協議をしながら委員会運営の参考にさせていただければと考えております。以上でございます。
澤 田 委員長	提出期限はいつ頃まででしょうか？
事務局	提出期限については、またメールでお知らせするかと思いますが、1月中旬くらいを考えております。
澤 田 委員長	条例の見直し提案書についてですね？
事務局	はい、そうです。
澤 田 委員長	はい、それでは只今事務局から話がありました条例の見直し提案書について、1月中旬くらいまでを期限として提出してほしいとのことです。またメールが届くということですので、そちらをご提出いただければと存じます。 皆様からいただいた内容を整理させていただき、その整理の結果を踏まえ、次回、こういった形で検討していったらどうか？という案を事務局から出していただいて、さらにその点について皆様からご意見をいただくという、キャッチボールをしていければと思います。どうぞ宜しくお願い致します。 それでは、本日皆様方からいただいたご意見で、個人情報の取り扱いの話や、

	条例をもっとこのように見せていった方がよいのではないか？ということについて資料作成いただき、あるいは他の政令指定都市の状況を事務局に一覧表みたいにしていただければと思いますので、その辺りについて次回の委員会でご説明いただければと存じます。 条例改正についても、条文を改正するものと、条文の改正はしないけれども逐条解説の修正をするであるとか、あるいはこのような形で市民に広報していくであるとか、方向性も様々あると思いますので、その辺りも含めて審議させていただき、条文改正をするもの、市民の方に広報していくもの、そのような形で整理していければと思います。どうぞ宜しくお願い致します。 はい、それでは時間になりましたので、最後に委員の皆様から全体を通してご意見とかご質問とかございますか？ 宜しいでしょうか？それでは、委員の皆様から頂いた意見を踏まえて、事務局においても審議スケジュール等を調整していただければと存じます。 それでは本日の議事につきまして終了とさせていただきますが、事務局から何か連絡事項はございますか？
事務局	事務局です。次回の委員会につきましては、1月下旬から2月上旬頃を予定しております。お配りしております日程表をもとに、皆様方のご都合を調整させていただきたいと存じますので、この場でご記入いただくか、もしくは後日郵送にてご提出の程を宜しくお願い致します。また、こちらも電子メールにて様式を送付させていただきますので、メールでのご提出でも構いません。事務局にて日程を調整の上、改めて次回開催日をご連絡させていただきたいと考えております。以上でございます。
澤田委員長	はい、有難うございました。それでは以上をもちまして本日第一回の審議は全て終了とさせていただきます。長時間にわたり皆さんから活発なご意見をいただきましてどうも有難うございます。次回以降も色々のご意見いただきたいと思いますので、是非、宜しくお願い致します。では本日はここまでとしたいと思います。どうも有難うございました。 (一同、散会)